

財務省告示第三百六十五号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成十八年九月二十六日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	個人向け利付 国債券（変 動・十年）	国債の名称	記号	総額 面金額の	総買 入価額の
	第一回				
十四百 九千三 万五十 円百七 八億	十四百 九千三 万五十 円百七 八億				
円七十七百 百四千三 七万二十 十七百六 一千九億	円七十七百 百四千三 七万二十 十七百六 一千九億				